

## 令和5年度 授業運営について

令和5年度の本学授業を「原則、対面授業」にて進めるため、感染症対策を講じた授業運営に関して、基本事項、授業実施、感染予防対策及び行動、緊急時における非対面授業の4点を定める。

\*今後、政府、文部科学省や県等からの方針によっては、変更・更新する場合があります。

### I 基本事項

- 新型コロナウイルス感染症対策は、「新型コロナウイルス感染予防の方針（大学全体・活動区分の管理レベル）」の下で学内における感染のリスクを抑制する。
- 令和5年度の各授業科目の実施方法は、十分な感染対策を講じた上で、原則、対面授業とする。
- 通常時に非対面授業（多様なメディアを高度に利用して行う授業）を取り入れる場合には、石巻専修大学における非対面授業の取扱いに関する内規及び非対面授業実施に関するガイドラインの定めに従う。
- 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、政府、文部科学省や県等からの要請を踏まえ、非対面授業を取り入れて実施する場合もある。
- 基本事項は学期の途中であっても今後の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、適切に見直しを進める。
- 各学科では、1年生に対して、緊急時に非対面授業を受講できるようにフレッシュマンセミナー等でガイダンスを行う。

### 2-1 授業実施

授業担当者は、次の感染対策を講じて、授業を実施する。

- 学内における感染防止策を徹底し、対面授業を実施する。
- 授業開始時に出席者を確認し、可能な限り学生の身体的距離を確保した座席配置を工夫する。
- 間近で会話や発声をする密接場面を作らないよう努める。
- 教室の入り口のドアや窓を開放して、換気を行う。
- 実験、実習等に係る科目が通常の教室とは異なる環境下で行われる場合にも、上記条件に準じた環境を確保するなど、所要の感染防止対策を講じる。
- 授業時は、マスク着用の上、マイク等を積極的に利用し、大声をださないようにする。
- 授業時にマスク非着用の学生がいる場合は、直ちにマスク着用を指導する。

- 出席停止により欠席した授業科目については、学生の不利益とならないよう、レポート課題等の代替措置を講じるなど、適切な配慮を行うこと。

## 2-2 授業環境

---

- 教室の収容定員に対する受講者数（実際に教室にいる学生数）の割合は、概ね2/3程度とする。
- 大学では、多くの学生等が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）を消毒、各建物に消毒液を設置する。
- 学内で罹患者が発生した場合、業務停止、学内施設や大学全体の閉鎖を避けることを目的に、濃厚接触者と判定される者を限定する。
- 学生及び教職員が、感染症に罹患した場合や、感染者との濃厚接触者となった場合は、「学生が新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の対応について」の「出席停止（4）」のとおりとする。

## 3-1 感染予防対策及び行動

---

学生及び教職員は、次の感染予防対策及び行動を遵守する。

- 学生及び教職員は、「マスクの着用」、「手洗いや手指消毒」、「咳エチケットの徹底」、「毎日の健康観察」などを実践し、「他の人からうつらない・他の人にうつさない」ように、感染拡大予防のための取組みを最大限講じるよう心掛ける。
- 学生及び教職員は、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が「感染リスクが高まる5つの場面」として挙げている「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」、「居場所の切り替わり」について、十分に注意し、キャンパス内外を問わず、感染リスクの回避に努める。
- 屋外のマスク着用は、熱中症対策も含め、対人距離が確保できる場合はマスクを着用する必要は無いが、会話する時や近接する場合、人が多い状況（食堂近辺等）ではお互いが着用する。
- 食事の際は、対面での着座を避け、可能な限り同じ方向に座る。食事中の会話は控え、食堂混雑の緩和のために必要最低限の時間で退出する。
- 学生食堂では、密集は控えて着席し、グループでの会話や活動は禁止、私語を控える。特に、11:30~13:30は、食事で利用する人のみとする。

### 3-2 体調管理

---

学生及び教職員は、学内に入校する際には次の行動を厳守する。

- 発熱等、風邪の症状がある場合は無理せず欠席し、外出を控えて自宅で休養して、症状を経時的に記録する。
- 医療機関からの指導等により PCR 検査及び抗原検査を受ける場合は、必ず保健室に連絡し、結果を報告すること。
- 授業を欠席する学生は、電話で保健室に連絡を入れる。その後、in Campus で担当教員へ連絡を入れる。休み明けの授業時には、担当教員に欠席届を提出して、必要な指示を受ける。

### 4-1 緊急時における非対面授業

---

通常時のシラバスと異なる授業計画等を行う場合には、授業担当者が学生に対して、当該授業内で説明する。授業担当者から学生への授業指示は、学生の学習環境を考慮し、「in Campus」で周知する。また、授業担当教員は、時間割上の授業時間帯、学生からの質疑を受けられる環境を確保し、「非対面授業実施に関するガイドライン」の定めを準用して授業を実施する。

### 4-2 非対面授業の教材

---

著作権法第 35 条では、授業教材を送信する対象は「授業を受ける者」のみであることと限られている。著作物を利用して「非対面授業」を行う際には、履修者のみ閲覧できるように工夫が必要となる。出典の明示などについても、失念のないように留意する。

### 4-3 非対面授業の問い合わせ対応

---

- 学生と教員からの問い合わせに応じるため、事務部事務課（教育支援担当）においても情報管理を一元化する。
- 非常勤講師には、所管する委員会等の長の下、専任教員による世話人を付け、支援する。

以 上

### 新型コロナウイルスのワクチン接種

---

本学では、正常なキャンパス環境を取り戻すための方策として、学生・教職員の皆さんが、積極的にワクチン接種することを期待しています。ワクチン接種により、学生・教職員等の健康と安全を守り、安心してキャンパスでの対面授業、研究活動が行える環境を維持していくことを目指します。

また、持病などがありワクチン接種に不安のある方は、かかりつけ医等と相談の上、接種するかどうかが検討してください。ワクチン接種は希望に基づくもので、義務ではありません。なお、接種しない者が不利益を受けたりすることはありません。